

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第37号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義) 第2条 略</p> <p>(1) 課 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に定める課（観光交流局にあっては観光振興課に、出納局にあっては会計課に限る。）、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に定める課、警察本部会計課並びに人事委員会、労働委員会、<u>収用委員会</u>、監査委員及び議会の事務局をいう。</p> <p>(2)～(14) 略</p> <p>(委任) 第3条 略</p> <p>(1)～(4) 略 <u>(5) 収用委員会 事務局長</u> <u>(6)・(7)略</u> 2・3 略</p> <p>(会計管理者等の異動通知)</p>	<p>(用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に定める課（観光交流局にあっては観光振興課に、出納局にあっては会計課に限る。）、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に定める課、警察本部会計課並びに人事委員会、労働委員会、監査委員及び議会の事務局をいう。</p> <p>(2)～(14) 略</p> <p>(委任) 第3条 次項及び第3項に規定するものを除き、次の各号に掲げる機関の所掌に関する歳入の調定をする権限、納入の通知をする権限、収入の原因となる契約を締結する権限、債務負担行為に係る契約及び長期継続契約を締結する権限、予算の配当額の範囲内で支出負担行為をする権限、予算の配当額の範囲内で支出の命令をする権限、物品の出納通知をする権限、債権の管理をする権限並びに歳入歳出外現金及び保管有価証券の受払通知をする権限を当該各号に掲げる職にある者に委任する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)・(6) 略</u> 2・3 略</p> <p>(会計管理者等の異動通知)</p>

第9条 知事は会計管理者に異動があったとき又は会計管理者の事務代理者を任命したとき、県税事務所の長は県税事務所の出納員に異動があったときは、直ちに異動（任命）通知書（第1号様式）によりその直接取引をする指定金融機関の店舗（以下「取引店」という。）に通知しなければならない。

2 略

（会計管理者等の印影の送付）

第10条 略

2 略

3 県税事務所の出納員は、その職務上使用する公印の印影を、あらかじめ取引店に送付しておかなければならない。

4 略

（事前合議）

第52条 略

(1) 略

(2) 1件700万円以上の工事施行に伴う委託料及び1件100万円以上のその他の委託料（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項、第27条第1項第3号又は第33条の6第1項の規定に基づき、施設、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は児童自立生活援助事業を行う者に保護又は援助を委託した場合において、これらの施設、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は児童自立生活援助事業を行う者に対して支払う同法第50条第6号の3、第7号又は第7号の3に規定する経費に係る委託料を除く。）

(3)～(8) 略

（支出の命令の取消し）

第57条 支出の命令の取消しは、会計管理者又は県税事務所の出納員による支払手続の終了前でなければすることができない。

第9条 知事は会計管理者に異動があったとき又は会計管理者の事務代理者を任命したとき、別表第1第1号の表(2)の項及び(9)の項から(11)の項までに掲げる所（以下「県税事務所等」という。）の長は県税事務所等の出納員に異動があったときは、直ちに異動（任命）通知書（第1号様式）によりその直接取引をする指定金融機関の店舗（以下「取引店」という。）に通知しなければならない。

2 略

（会計管理者等の印影の送付）

第10条 略

2 略

3 県税事務所等の出納員は、その職務上使用する公印の印影を、あらかじめ取引店に送付しておかなければならない。

4 略

（事前合議）

第52条 支出負担行為担当者は、次に掲げる経費について支出負担行為をしようとするときは、会計管理者又は県外出納員（東京事務所及び大阪事務所の出納員をいう。以下同じ。）に合議しなければならない。ただし、工事施行に伴う委託料及び工事請負費の額の変更に基づく支出負担行為にあつては、この限りでない。

(1) 略

(2) 1件700万円以上の工事施行に伴う委託料及び1件100万円以上のその他の委託料（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項又は第27条第1項第3号の規定に基づき、施設又は里親に保護を委託した場合において、これらの施設又は里親に対して支払う同法第50条第6号の3又は第7号に規定する経費に係る委託料を除く。）

(3)～(8) 略

（支出の命令の取消し）

第57条 支出の命令の取消しは、会計管理者又は県税事務所等の出納員による支払手続の終了前でなければすることができない。

(支払の手続)

第60条 略

2 略

- 3 会計管理者又は県税事務所の出納員は、第1項の規定により決定された支払（小切手による支払を除く。）について支払書（第25号様式）を作成し、第63条の2から第65条までの規定により、取引店又は取りまとめ店に送付しなければならない。この場合において、県税事務所の出納員は、作成した支払書の写し1部を直ちに会計管理者に送付しなければならない。
- 4 会計管理者又は県税事務所の出納員は、前項の規定により支払書を作成する場合において、第54条第1項の規定により印影を届けさせたときは、これを支払書の印影届ちよう付欄にはり付けなければならない。

(支払案内書の発行)

第61条 会計管理者又は県税事務所の出納員は、小切手による支払を決定したとき、若しくは所の出納員から小切手による支払の内容の報告を受けたとき、又は支払書（現金払（払込みによるものを除く。）又は隔地払に係るものに限る。）を作成したときは、速やかに、支払案内書（第26号様式）を作成し、債権者に送付しなければならない。ただし、会計管理者が指定する支払については、この限りでない。

(支払案内書の再発行)

第62条 会計管理者又は県税事務所の出納員は、債権者から第247条第1項に規定する未払証明書の提出があったときは、これを調査し、適当と認めるときは支払案内書を再発行しなければならない。この場合においては、当該支払案内書の余白に「再発行」と記載しなければならない。

(現金払)

第63条の2 会計管理者又は県税事務所の出納員は、債権者から現金による支払の申出があったときは、支払書送達書（第27号様式）により支払書を取引店又は取りまとめ店に送付して、指定金融機関又は指定代理金融機関をして現金で支払をさせるものとする。この場合において、当該支払が払込みによるものであるときは、会計管理者は、払込書送付書（第28号様式）により当該支払に係る払込書を払込みによる支払の手続をさせようとする取引店に送付し、又は所の出納員をして送付させるものとする。

(支払の手続)

第60条 略

2 略

- 3 会計管理者又は県税事務所等の出納員は、第1項の規定により決定された支払（小切手による支払を除く。）について支払書（第25号様式）を作成し、第63条の2から第65条までの規定により、取引店又は取りまとめ店に送付しなければならない。この場合において、県税事務所等の出納員は、作成した支払書の写し1部を直ちに会計管理者に送付しなければならない。
- 4 会計管理者又は県税事務所等の出納員は、前項の規定により支払書を作成する場合において、第54条第1項の規定により印影を届けさせたときは、これを支払書の印影届ちよう付欄にはり付けなければならない。

(支払案内書の発行)

第61条 会計管理者又は県税事務所等の出納員は、小切手による支払を決定したとき、若しくは所の出納員から小切手による支払の内容の報告を受けたとき、又は支払書（現金払（払込みによるものを除く。）又は隔地払に係るものに限る。）を作成したときは、速やかに、支払案内書（第26号様式）を作成し、債権者に送付しなければならない。ただし、会計管理者が指定する支払については、この限りでない。

(支払案内書の再発行)

第62条 会計管理者又は県税事務所等の出納員は、債権者から第247条第1項に規定する未払証明書の提出があったときは、これを調査し、適当と認めるときは支払案内書を再発行しなければならない。この場合においては、当該支払案内書の余白に「再発行」と記載しなければならない。

(現金払)

第63条の2 会計管理者又は県税事務所等の出納員は、債権者から現金による支払の申出があったときは、支払書送達書（第27号様式）により支払書を取引店又は取りまとめ店に送付して、指定金融機関又は指定代理金融機関をして現金で支払をさせるものとする。この場合において、当該支払が払込みによるものであるときは、会計管理者は、払込書送付書（第28号様式）により当該支払に係る払込書を払込みによる支払の手続をさせようとする取引店に送付し、又は所の出納員をして送付させるものとする。

2 会計管理者又は県税事務所の出納員は、前項の規定により支払書の送付をしたときは、支払書受領書（第28号様式の2）に取引店又は取りまとめ店の受領印を徴さなければならない。

（隔地払）

第64条 会計管理者又は県税事務所の出納員は、隔地（県外で、指定金融機関又は指定代理金融機関の所轄する区域以外の区域をいう。以下同じ。）の債権者から隔地払による支払の申出があったときは、支払書送達書により支払書を取引店に送付して送金の手続をさせるものとする。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

（口座振替の方法による支払）

第65条 会計管理者又は県税事務所の出納員は、指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は知事が定める金融機関に預金口座を設けている債権者から口座振替の方法による支払の申出があったときは、支払書送達書により支払書を取引店又は取りまとめ店に送付してその手続をさせるものとする。この場合においては、第63条の2第2項の規定を準用する。

（支払案内書の有効期限経過後の支払）

第66条の3 会計管理者又は県税事務所の出納員は、支払案内書の有効期限を経過した後において、債権者から再請求があったときは、次に掲げる書類を徴さなければならない。

(1)～(3) 略

2 会計管理者又は県税事務所の出納員は、前項の規定により徴した書類を調査し、支払をすべきものと認めるときは、これを知事に送付しなければならない。

3 略

（概算払のできる範囲）

第75条 略

(1)～(7) 略

(8) 児童福祉法第23条第1項、第27条第1項第3号又は第33条の6第1項の規定に基づき、施設、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は児童自立生活援助事業を行う者に保護又は援助を委託した場合において、これらの施設、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは

2 会計管理者又は県税事務所等の出納員は、前項の規定により支払書の送付をしたときは、支払書受領書（第28号様式の2）に取引店又は取りまとめ店の受領印を徴さなければならない。

（隔地払）

第64条 会計管理者又は県税事務所等の出納員は、隔地（県外で、指定金融機関又は指定代理金融機関の所轄する区域以外の区域をいう。以下同じ。）の債権者から隔地払による支払の申出があったときは、支払書送達書により支払書を取引店に送付して送金の手続をさせるものとする。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

（口座振替の方法による支払）

第65条 会計管理者又は県税事務所等の出納員は、指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は知事が定める金融機関に預金口座を設けている債権者から口座振替の方法による支払の申出があったときは、支払書送達書により支払書を取引店又は取りまとめ店に送付してその手続をさせるものとする。この場合においては、第63条の2第2項の規定を準用する。

（支払案内書の有効期限経過後の支払）

第66条の3 会計管理者又は県税事務所等の出納員は、支払案内書の有効期限を経過した後において、債権者から再請求があったときは、次に掲げる書類を徴さなければならない。

(1)～(3) 略

2 会計管理者又は県税事務所等の出納員は、前項の規定により徴した書類を調査し、支払をすべきものと認めるときは、これを知事に送付しなければならない。

3 略

（概算払のできる範囲）

第75条 次に掲げる経費については、概算払をすることができる。

(1)～(7) 略

(8) 児童福祉法第23条第1項又は第27条第1項第3号の規定に基づき、施設又は里親に保護を委託した場合において、これらの施設又は里親に対して支払う同法第50条第6号の3又は第7号に規定する経費

里親又は児童自立生活援助事業を行う者に対して支払う同法第50条第6号の3、第7号又は第7号の3に規定する経費

(9)～(12) 略

(振替の手続)

第100条 略

2～4 略

5 前項の規定による支出負担行為及び振替による支出の命令をする場合における第51条、第56条及び第57条の規定の適用については、第51条中「執行伺書(第18号様式)(別に定める場合にあつては、執行伺兼支出命令書(第19号様式))とあるのは「執行伺兼支出命令書(公金振替)(第31号様式の5)」と、第56条第1項中「支出命令書(第23号様式)(別に定める場合にあつては、執行伺兼支出命令書)」とあるのは「執行伺兼支出命令書(公金振替)」と、同条第2項中「支出命令書又は執行伺兼支出命令書」とあるのは「執行伺兼支出命令書(公金振替)」と、第57条中「会計管理者又は県税事務所の出納員による支払手続の終了前」とあるのは「会計管理者による公金振替書の作成前」とする。

6～9 略

(調定収納更正)

第101条 略

2～5 略

6 会計管理者(県税関係の収入に係る調定収納更正にあつては、県税事務所の出納員)は、第3項の審査により適当と認められた調定収納更正について更正依頼書(第35号様式)(県税関係の収入の所属に係る調定収納更正にあつては、所属更正依頼書(第36号様式))を作成し、取引店に送付しなければならない。

(保証金に代える担保)

第150条 略

(1) 国債、地方債、国債若しくは地方債の利札で支払期日の到来したものの、政府保証債又は確実と認められる金融債若しくは社債

(9)～(12) 略

(振替の手続)

第100条 略

2～4 略

5 前項の規定による支出負担行為及び振替による支出の命令をする場合における第51条、第56条及び第57条の規定の適用については、第51条中「執行伺書(第18号様式)(別に定める場合にあつては、執行伺兼支出命令書(第19号様式))とあるのは「執行伺兼支出命令書(公金振替)(第31号様式の5)」と、第56条第1項中「支出命令書(第23号様式)(別に定める場合にあつては、執行伺兼支出命令書)」とあるのは「執行伺兼支出命令書(公金振替)」と、同条第2項中「支出命令書又は執行伺兼支出命令書」とあるのは「執行伺兼支出命令書(公金振替)」と、第57条中「会計管理者又は県税事務所等の出納員による支払手続の終了前」とあるのは「会計管理者による公金振替書の作成前」とする。

6～9 略

(調定収納更正)

第101条 略

2～5 略

6 会計管理者(県税関係の収入に係る調定収納更正にあつては、県税事務所等の出納員)は、第3項の審査により適当と認められた調定収納更正について更正依頼書(第35号様式)(県税関係の収入の所属に係る調定収納更正にあつては、所属更正依頼書(第36号様式))を作成し、取引店に送付しなければならない。

(保証金に代える担保)

第150条 契約担当者は、次に掲げる有価証券等を入札保証金又は契約保証金に代わる担保として徴することができる。この場合において、定期預金証書については、金融機関の質入れ又は譲渡に関する承諾書を添付させなければならない。

(1) 国債、地方債、国債若しくは地方債の利札で支払期日の到来したものの、公社債又は確実と認められる金融債若しくは社債

(2)・(3) 略

2・3 略

(履行遅滞に対する遅延利息)

第153条 契約担当者は、契約の相手方が契約期間内にその義務を履行しないときは、契約を解除する場合及び第155条の規定により履行期間の延長を承認した場合を除き、遅滞日数に応じ、未納部分又は未済部分の価格又は代価に年3.6パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延利息として徴収する旨をあらかじめ約定しなければならない。

2 略

(支払の時期)

第161条 略

2 略

3 県がその責めに帰すべき理由により、約定期間内に契約代金を支払わないときは、債権者の請求により約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に年3.6パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。この場合において、契約で特別に定めるもののほか、遅延利息の額が100円未満であるときはその全額を、遅延利息の額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

4 略

(支払の拒絶)

第231条 略

2 指定金融機関又は指定代理金融機関は、前項の規定により支払を拒んだときは、速やかにその旨を会計管理者又は県税事務所の出納員に通知しなければならない。

(現金払の手続)

第232条の2 取引店又は取りまとめ店は、第63条の2第1項の規定により会計管理者又は県税事務所の出納員から現金で支払う旨の支払書の送付を受けたときは、これを整理し、自店以外の指定金融機関の店舗又は指定代理金融機関の店舗を支払場所とするものがあるときは、支払書送付書(第77号様式)を添付して、直ちに当該店舗に送付しなければならない。

(2)・(3) 略

2・3 略

(履行遅滞に対する遅延利息)

第153条 契約担当者は、契約の相手方が契約期間内にその義務を履行しないときは、契約を解除する場合及び第155条の規定により履行期間の延長を承認した場合を除き、遅滞日数に応じ、未納部分又は未済部分の価格又は代価に年3.7パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延利息として徴収する旨をあらかじめ約定しなければならない。

2 略

(支払の時期)

第161条 略

2 略

3 県がその責めに帰すべき理由により、約定期間内に契約代金を支払わないときは、債権者の請求により約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に年3.7パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。この場合において、契約で特別に定めるもののほか、遅延利息の額が100円未満であるときはその全額を、遅延利息の額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

4 略

(支払の拒絶)

第231条 略

2 指定金融機関又は指定代理金融機関は、前項の規定により支払を拒んだときは、速やかにその旨を会計管理者又は県税事務所等の出納員に通知しなければならない。

(現金払の手続)

第232条の2 取引店又は取りまとめ店は、第63条の2第1項の規定により会計管理者又は県税事務所等の出納員から現金で支払う旨の支払書の送付を受けたときは、これを整理し、自店以外の指定金融機関の店舗又は指定代理金融機関の店舗を支払場所とするものがあるときは、支払書送付書(第77号様式)を添付して、直ちに当該店舗に送付しなければならない。

2～4 略

(隔地払の手続)

第233条 取引店は、第64条の規定により会計管理者又は県税事務所の出納員から隔地の債権者に支払う旨の支払書の送付を受けたときは、直ちに為替の方法によって送金の手続をしなければならない。

2・3 略

(口座振替払の手続)

第234条 取引店又は取りまとめ店は、第65条の規定により会計管理者又は県税事務所の出納員から債権者の口座に振り替える旨の支払書の送付を受けたときは、直ちにその手続をしなければならない。

2 略

(支払資金の請求)

第235条 略

2 総括店は、出納閉鎖期日にあつては、会計管理者又は県税事務所の出納員が指定金融機関又は指定代理金融機関に対して当該年度に係る支払について送付した支払書の総額から、既に資金交付を受けた金額を差し引いた金額について、前項の規定に準じて資金交付の請求をしなければならない。

(出納閉鎖時の処理)

第236条 指定金融機関又は指定代理金融機関は、会計管理者又は県税事務所の出納員から小切手振出済通知書又は支払書の送付を受けたもので翌年度の5月31日までに支払を終了しないものがあるときは、これを支払済みのものとして「年度経過県未払金口座」に振り替えなければならない。

2 略

(所属更正の手続)

第240条 取引店は、第101条第6項の規定により所属更正依頼書の送付を受けたときは、直ちに関係帳簿に登記し、所属更正依頼書の所定の欄に取引店の印を押印して、所属更正済通知書を会計管理者又は県税事務所の出納員に返付するとともに、正当な所属の所等に係る会計管理者又は県税事務所の出納員及び収支命令者に送付しなければならない。

2～4 略

(隔地払の手続)

第233条 取引店は、第64条の規定により会計管理者又は県税事務所等の出納員から隔地の債権者に支払う旨の支払書の送付を受けたときは、直ちに為替の方法によって送金の手続をしなければならない。

2・3 略

(口座振替払の手続)

第234条 取引店又は取りまとめ店は、第65条の規定により会計管理者又は県税事務所等の出納員から債権者の口座に振り替える旨の支払書の送付を受けたときは、直ちにその手続をしなければならない。

2 略

(支払資金の請求)

第235条 略

2 総括店は、出納閉鎖期日にあつては、会計管理者又は県税事務所等の出納員が指定金融機関又は指定代理金融機関に対して当該年度に係る支払について送付した支払書の総額から、既に資金交付を受けた金額を差し引いた金額について、前項の規定に準じて資金交付の請求をしなければならない。

(出納閉鎖時の処理)

第236条 指定金融機関又は指定代理金融機関は、会計管理者又は県税事務所等の出納員から小切手振出済通知書又は支払書の送付を受けたもので翌年度の5月31日までに支払を終了しないものがあるときは、これを支払済みのものとして「年度経過県未払金口座」に振り替えなければならない。

2 略

(所属更正の手続)

第240条 取引店は、第101条第6項の規定により所属更正依頼書の送付を受けたときは、直ちに関係帳簿に登記し、所属更正依頼書の所定の欄に取引店の印を押印して、所属更正済通知書を会計管理者又は県税事務所等の出納員に返付するとともに、正当な所属の所等に係る会計管理者又は県税事務所等の出納員及び収支命令者に送付しなければならない。

2・3 略

(年度更正等の手続)

第241条 取引店は、第101条第6項又は第101条の2第6項の規定による更正依頼書の送付を受けたときは、直ちに関係帳簿に登記し、更正済通知書(第80号様式の2)を会計管理者又は県税事務所の出納員に送付しなければならない。

(収入突合表)

第245条 取引店は、自店の取り扱う所等の県税関係の収入について所等別に、毎月、関係帳簿に基づいて収入突合表(第81号様式の3)を3部作成し、翌月の7日までに会計管理者又は県税事務所の出納員に提出して、その1部にその内容に相違がない旨の証明を受けなければならない。

別表第1(第2条関係)

所の名称

- 1 知事部局の所
 - (1)～(4) 略
 - (5)・(6) 略
 - (7) 県税事務所

(8)～(45) 略

- 2 教育委員会の所
 - (1)～(27) 略

(28)・(29) 略

- 3 略
 - (30)～(47) 略

別表第2(第5条関係)

左欄	右欄
----	----

2・3 略

(年度更正等の手続)

第241条 取引店は、第101条第6項又は第101条の2第6項の規定による更正依頼書の送付を受けたときは、直ちに関係帳簿に登記し、更正済通知書(第80号様式の2)を会計管理者又は県税事務所等の出納員に送付しなければならない。

(収入突合表)

第245条 取引店は、自店の取り扱う所等の県税関係の収入について所等別に、毎月、関係帳簿に基づいて収入突合表(第81号様式の3)を3部作成し、翌月の7日までに会計管理者又は県税事務所等の出納員に提出して、その1部にその内容に相違がない旨の証明を受けなければならない。

別表第1(第2条関係)

所の名称

- 1 知事部局の所
 - (1)～(4) 略
 - (5) 美術工芸研究所
 - (6)・(7) 略
 - (8) 東讃県税事務所
 - (9) 中讃県税事務所
 - (10) 西讃県税事務所

(11)～(48) 略

- 2 教育委員会の所
 - (1)～(27) 略

(28) 普通寺西高等学校

(29)・(30) 略

(31) 多度津水産高等学校

(32)～(49) 略

- 3 略

別表第2(第5条関係)

左欄	右欄
----	----

会計課の出納員	略 課並びに選挙管理委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局並びに所以外の出先機関の所掌に係る次に掲げる会計事務（住宅課及び警察本部会計課の出納員に委任した会計事務を除く。） 1・2 略
略	
所の出納員（県外出納員を除く。）	当該所の所掌に係る次に掲げる会計事務（8に掲げる事務にあつては、 <u>県税事務所</u> の出納員に限る。） 1～8 略

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課の出納員	略 県民活動・男女共同参画課の収入取扱員	課（警察本部会計課及び議会事務局を除く。）並びに選挙管理委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局並びに所以外の出先機関（青年センター、消防学校及び森林センターを除く。）の行政文書公開手数料等、行政資料等の複写及び出力に要する費用並びに行政資料の販売代金の収納
略		
	生涯学習・文化財課の収入取扱員	略
	<u>収用委員会事務局</u> の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち <u>収用委員会事務局</u> の所掌に係るものの収納
	議会事務局総務課の収入取扱員	略

会計課の出納員	物品（警察本部又は所の所掌に係るものを除く。）の出納及び保管 課並びに選挙管理委員会、 <u>収用委員会</u> 、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局並びに所以外の出先機関の所掌に係る次に掲げる会計事務（住宅課及び警察本部会計課の出納員に委任した会計事務を除く。） 1・2 略
略	
所の出納員（県外出納員を除く。）	当該所の所掌に係る次に掲げる会計事務（8に掲げる事務にあつては、 <u>県税事務所等</u> の出納員に限る。） 1～8 略

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課の出納員	略 県民活動・男女共同参画課の収入取扱員	課（警察本部会計課及び議会事務局を除く。）並びに選挙管理委員会、 <u>収用委員会</u> 、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局並びに所以外の出先機関（ <u>自治研修所</u> 、青年センター、消防学校及び森林センターを除く。）の行政文書公開手数料等、行政資料等の複写及び出力に要する費用並びに行政資料の販売代金の収納
略		
	生涯学習・文化財課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち生涯学習・文化財課の所掌に係るものの収納
	議会事務局総務課の収入取扱員	議会事務局の公文書の公開の手数料並びに個人情報の開示に係る写しの作成

	略	
略		
県立ミュージアムの出納員	県立ミュージアムの収入取扱員	略
	文化会館の収入取扱員	文化会館の使用料及び文化会館における県立ミュージアムの前売入場券の売払代金の収納
略		

別表第4（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課の出納員	略	
	労働委員会事務局の物品取扱員	略
	収用委員会事務局の物品取扱員	収用委員会事務局の所掌に係る物品の出納及び保管
	略	
	議会事務局総務課の物品取扱員	略
略		
県立ミュージアムの出納員	瀬戸内海歴史民俗資料館の物品取扱員	略
	文化会館の物品取扱員	文化会館の所掌に係る物品の出納及び保管
略		

		及び交付に要する費用の収納
	自治研修所の収入取扱員	自治研修所の行政文書公開手数料等の収納
	略	
略		
県立ミュージアムの出納員	県立ミュージアムの収入取扱員	県立ミュージアムの前売入場券の売払いを画廊等に委託した場合の売払代金の収納
略		

別表第4（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課の出納員	略	
	労働委員会事務局の物品取扱員	労働委員会事務局の所掌に係る物品の出納及び保管
	略	
	議会事務局総務課の物品取扱員	議会事務局の所掌に係る物品の出納及び保管
	自治研修所の物品取扱員	自治研修所の所掌に係る物品の出納及び保管
略		
県立ミュージアムの出納員	瀬戸内海歴史民俗資料館の物品取扱員	瀬戸内海歴史民俗資料館の所掌に係る物品の出納及び保管
略		

別表第6 (第51条、第56条関係)

支出負担行為の整理基準等

(その1)

科目	説明		支出負担行為として決裁を受け処理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	支出の命令に必要な主な書類
1~10 略						
11 需用費	消耗品費	文具、印紙の類で一度の使用でその効用を失うもの及び数会計年度に渡り使用される物品で備品の程度に至らない消耗器材	略			
	略	単価契約によるもの並びに新聞、定期刊行物及び加除式図書の追録の購入費、光熱水費並びにあらかじめ見積りを行うことができない修繕料				
12~28 略						

備考 略

別表第6 (第51条、第56条関係)

支出負担行為の整理基準等

(その1)

科目	説明		支出負担行為として決裁を受け処理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	支出の命令に必要な主な書類
1~10 略						
11 需用費	消耗品費	文具、印紙の類で一度の使用でその効用を失うもの及び数会計年度に渡り使用される物品で備品の程度に至らない消耗器材		請求のあったとき。	請求のあった額	請求書、内訳書、払込書、契約書、修繕伺書
	略	単価契約によるもの、光熱水費及びあらかじめ見積りを行うことができない修繕料				請求書、内訳書、払込書、契約書、修繕伺書、納品書
12~28 略						

備考 略

(その2)
略

(その2)
略

第1号様式中「県税事務所等」を「県税事務所」に改める。
第22号様式(その3)を次のように改める。

第22号様式(その3) (第53条関係)

第25号様式(その1)から第27号様式までの規定、第28号様式の2、第35号様式、第36号様式、第80号様式の2、第81号様式の3及び第83号様式中「県税事務所等」を「県税事務所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第153条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

3 改正前の香川県会計規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。